

第41号議案

和解及び損害賠償額の決定について

上記の議案を提出します。

令和8年6月29日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

交通事故に伴う損害賠償について、和解を成立させ、損害賠償額を決定するに当たり、議決の必要がある。

和解及び損害賠償額の決定について

令和7年10月6日に東京都中野区中野五丁目29番先交差点で発生した庁有車と自転車との交通事故に伴う損害賠償に関し、下記の当事者間において、下記の和解条件のとおり和解を成立させ、損害賠償額を決定する。

記

1 当事者

甲 記載削除

乙 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

2 和解条件

- (1) 本件事故により、甲は治療費、傷害慰謝料等の合計1,569,191円の損害を被り、乙は乙車の修理費の合計66,000円の損害を被った。
- (2) 甲は、過失割合（甲2割、乙8割）に従い、乙が被った上記損害額のうち13,200円について乙に対し賠償する義務があることを認め、本件和解成立後、乙の指定する方法で支払う。
- (3) 乙は、過失割合（甲2割、乙8割）に従い、甲が被った上記損害額のうち1,255,353円について甲に対し賠償する義務があることを認め、自動車損害賠償責任保険により保険会社から甲へ休業損害等の内払として直接支払われた414,464円及び医療機関等へ治療費の内払として直接支払われた677,460円を除く163,429円について、本件和解成立後、甲の指

定する方法で支払う。

- (4) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には、何らの債権債務がないことを確認する。